消 費 者 ご注意 を

個生活安心課

消費生活センター

&055-93*4-4*84

お知らせ 明 る

自治会活動 し まち に 参 Ŋ 加の め う



僴地域自治課 2055-934-4716

契約トラブルや悪質商法など、私たちの暮らしのなかには 様々な消費者トラブルが潜んでいます。トラブルを回避するに は、まず「知ること」が大切です。

詐欺的サイトに気をつけて

インターネットによる通信販売で「注文 した商品が送られてこない|「偽物や粗悪 品が送られてきた|「相手事業者に連絡が とれない」といった相談が 増加しています。通信販売 を利用する時は、以下のこ とに注意しましょう。

...... 対策 。

- ①一般価格より大幅に安く販売されてい る場合、模倣品でないか注意する! ②事業者の所在地や連絡先などをしっか り確認する!
- ③支払いの方法が銀行振り込み(先払い) のみの場合は注意する!

①ドアを開ける前に訪問者や用件を確認 し、安易に自宅に入れない!

ースもあります。

②不要な契約はきっぱり断る!

という相談が寄せられてい

ます。なかには強引に高額

な契約を迫られたというケ

③契約をしてしまっても、クーリング・ オフできる場合があります。すぐに消 費生活センター等に相談を!

悪質な訪問販売に気をつけて

「布団を見せてほしい」「空き巣対策で鍵

を交換した方が良い」と突然の訪問を受け、

冷静に考える間もなく契約をしてしまった

消費生活センターにご相談下さい

沼津市消費生活センターでは、専門の相談員が市民の皆さんの相談 に応じています。不安に感じたり、消費者トラブルで困った時には、 お気軽にご相談下さい。



自治会は、快適で安心して暮らすことのできるまちづくりを 目指し、様々な活動をしています。自分の住む地域のイベント や活動に積極的に参加しましょう。

自治会は、同じ地域に住む人たちの自主的な意思により結成された任意の団体です。コ ミュニティづくりの担い手として、福祉、防災、防犯、環境美化など、多方面にわたり、 皆さんが住む地域を快適で住みよくするための活動をしています。

〈安全・安心のまちづくり〉

様々な災害に備えるため、防災訓練や災 害時の避難所設営、防災資機材の整備をし ています。他にも通学路の見守り

〈清潔・快適なまちづくり〉

花壇の手入れや公園の清掃、ごみステー ションの管理などを行い、地域を清潔に保 っています。

〈ふれあいと支え合いのまちづくり〉

高齢者の生きがいづくりや子育 🧥 て支援、青少年の育成活動をして います。



自治会連合会は、アスルク ラ口沼津とパートナーシップ 協定を結び、スポーツを通じ た地域振興や子供たちの健全 育成などを図っています。

〈文化と伝統のまちづくり〉

会など、地域のイベントを開催し、

住民の交流を深めています。

政への要望を行っています。

〈対話と協調のまちづくり〉

伝統行事やお祭り、スポーツ大 📝

町内の研修やレクリエーション活動を実

施しています。他にも市政情報の回覧や行



※自治会に加入する時は、自治会長やお近くの自治会役員にお申し出下さい。詳細は、お問い合わせ下さい。

下記の期間に、自分が所有する土地・家屋の価格(評価額)と 市内の他の土地・家屋の価格とを比較して、評価が適正かどう かを確認することができます。

- と き 4月1日60~30日休、8時30分~ 17時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ところ 市役所2階資産税課 (戸田地区の固定資産は、戸田市 民窓口事務所でも可)
- 内 容 土地価格等縦覧帳簿

(所在、地番、地目、地積、価格) 家屋価格等縦覧帳簿

(所在、家屋番号、種類、構造、床 面積、価格)

対 象 ①固定資産税納税者とその同居する親族 ②固定資産税納税者から委任を受けた人

持ち物 申請者本人であることを証明でき るもの(運転免許証等)、委任状(② に該当する人。法人の場合は代表 者印のある委任状)

※帳簿をご覧になる際は、職員が立ち会わせて頂きます。



■閲覧制度もご利用下さい

自分が所有する固定資産や対価を支払 っている土地・家屋などの固定資産税の 課税内容を、市役所開庁時はいつでもご 監頂けます。

ところ 市役所2階資産税課

内 容 所有する固定資産または借地・ 借家に係る固定資産課税台帳

①納税義務者及び同居の親族 ②納税義務者から委任を受けた人 ③借地 · 借家人等

持ち物 ①②上記縦覧の持ち物と同じ ③申請者本人であることを証明できる もの(運転免許証等)、賃貸借契約書等 ※対象者等の詳細は、お問い合わせ下さい。

2055-934-4737

僴資産税課

お知らせ

お知らせ

固定資産税

の

価

額

0

00.00

88 H #

を

ま

व

顔写真付きの身分証明書として使用できるほか、コンビニで 住民票が取得できるなど便利な機能があるマイナンバーカード を取得しましょう。

通 知 カード 申請書

申請方法いろいろ。マイナンバーカードを申請しましょう! <郵送で>









★郵送、パソコン・スマホでの申請方法 ①申請書の準備をします

通知カードについている交付申請書に顔 写真を貼って郵送、またはオンラインで申 請して下さい。

※住所等に変更があった申請書は使用できません ので、窓口で新しい申請書をお受け取り下さい。

②約2カ月後、交付通知書が届きます

カードの受取方法等をはがきでお知らせ します。

③窓口でカードをお受け取り下さい

指定された窓口にご本人がお越し下さい。ま た、開庁時にカードを受け取れない人のために、 特別受取窓口の開設を予定しています。

★企業・団体等への出張受付をはじめました

企業や地域の団体などでマイナンバーカ ードの申請を希望する人が10人以上いる 場合、市の職員が団体に出向き、申請受付、 本人確認を行います。

事前に写真や身分確認資料をご用意頂く 必要がありますが、カードの受け取りに市 役所まで出向く手間がなくなります。ご利 用の際は市民課までお問い合わせ下さい。

★写真撮影等申請のお手伝いをします!

パソコンやスマホがない人向けに、無料 で写真を撮影し、パソコンによるマイナン バーカード申請のお手伝いをしています。 お気軽にご相談下さい。

※詳細は、お問い合わせ頂くか市ホームページをご覧下さい。

便 生 活 を

僴市民課 **2**055-934-4721

広報ぬまづ2020.3.15 号 6

広報ぬまづ2020.3.15 号